

# 米子ケヤキ通り振興会 会則

◆入会金 1万円 ◆年会費 1万2千円

## (名称及び事務所)

第1条 本会は「米子ケヤキ通り振興会」と称す

第2条 本会の事務所は米子市両三柳3060 新日本海新聞社西部本社内に置く

## (目的及び事業)

第3条 本会はケヤキ通りを守り、会員相互の親ぼくをはかり、もって米子市の産業経済の進展に寄与することを目的とする

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 親ぼく会の開催
- (2) その他本会の目的達成に必要と認めた事業

## (会員)

第5条 本会の会員は米子ケヤキ通り周辺の企業の代表者及びこれに準ずる役職者で本会の趣旨に賛同する者をもって組織する

2 本会の趣旨に賛同する個人も会員の対象とする

3 本会の趣旨に賛同する個人で、議決権を持たない会員を賛助会員とし、賛助会員は住所等で入会制限を受けない

第6条 新しく会員に加入を希望する者は会員の推薦によって理事会において決定する

2 賛助会員は会員の推薦を必要とせず、理事会において決定する

## (役員)

第7条 本会に次の役員を置く

会長1名

副会長6名

事務局長1名

理事20名以内

監事2名

顧問5名以内

第8条 会長及び副会長、事務局長は理事会において互選する

2 会長は、会務を統轄し会議の議長となる

3 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代理する

4 事務局長は会長の監督の下に事務局の事務について総括し、および調整する

第9条 理事は総会において選出する

2 理事は、理事会を構成し会務を掌理する

第10条 監事は総会において選出する

2 監事は、会計を監査する

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2年とする  
ただし再任を妨げない

(会議)

- 第12条 本会の会議は、総会、理事会とする
- 2 定期総会は、年1回開催し予算、決算及びその他重要事項の承認を受けるものとする
  - 3 臨時総会は、理事会においてその必要を認めるとき、及び会員の半数以上の要請があったとき開催する
- 第13条 理事会は、予算、決算及びその他重要事項を審議する
- 第14条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない
- 2 会議の出席は委任状をもってこれに代えることができる
- 第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決める。ただし可否同数のときは議長がこれを決する

(会計)

- 策16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる
- 2 会費は月1,000円(年12,000円)とする
  - 3 入会金は10,000円とする
  - 4 会費の納入は、上期・下期に分割して納入することができる。ただし既納会費は返還を行わない
  - 5 賛助会員は年会費1,200円とし、入会金は免除する
  - 6 賛助会員の会費の納入は年会費一括納入とし、既納会費は返還を行わない
- 第19条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる  
ただし、初年度は総会後から、翌年12月31日までとする

(委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、この会の会務の執行に関し必要な事項は会長が定める

(附則)

この会則は、平成18年10月24日から施行する  
第5条-2は、平成20年1月29日から施行する  
第7条の会則変更は、平成21年1月26日から施行する  
第5条-3は、平成22年1月25日から施行する  
第6条-2は、平成22年1月25日から施行する  
第16条-5は、平成22年1月25日から施行する  
第16条-6は、平成22年1月25日から施行する  
第7条の会則変更は、平成27年1月26日から施行する  
第7条の会則変更は、平成28年1月25日から施行する

平成28年1月25日